

県出資法人調査特別委員会 現地調査活動状況

1 日時 平成23年7月26日(火)

2 出席委員(9名)

委員長 石井 脩徳

委員 臼井 茂夫 高野 剛 武川 勉 塩澤 浩

森屋 宏 早川 宏 土橋 亨 安本 美紀

3 欠席委員 副委員長 久保田松幸

4 調査先及び調査内容

(1) 【財団法人やまなし文化学習協会】

○調査内容(主な質疑)

問) 先ほど、運営委員会協議会の話があったんだけど、運営委員はどのような人たちで構成されているのか。

答) NHKなど放送メディア関係の皆様、それから、3館に所属しているフェスティバルの委員会の中から3人入っていただいている。あとは、大学教授などの学識経験者、女性団体の方々、子育て支援団体、地元自治会長など15名で構成されている。

問) こういうときには資料として運営委員会の名簿が付いているのだが、ここでは付いていない。名簿はないのか。

答) ただいま資料をお持ちする。

問) さっきから話を聞いていると、みんな耳障りのいい話ばかりである。例えば、適正な評価をしていると言うが、どこの、だれが適正な評価をしているのか。

私たちは調査特別委員会で、今、現地に来ている。あなた方の言うことは、すべて耳障りのいい言い方をしているが、本当にそんな言い方でいいのか、私は非常に疑問を持っている。

問) センターの運営に関しては、年度末に実績報告をいただくほか、毎月、定期報告という形で、収支の状況や、アンケート調査結果等の報告をいただいております。その中で、センターが月々、どういった経営状況にあるのか確認をさせていただいている。

また、モニタリングについても、指定管理者制度の導入に伴って、さまざまな公の施設を管理するという点で、これまで以上に業務の確認や検証が重要であると考えている。

こういったことから指定管理者と協働し、管理や運営状況の定期的な把握を行うことで、県の求めるサービス水準を充足しているかを確認している。

これらは、毎年度行われており、21年度のモニタリングの状況では、センターの自己評価を踏まえ、先ほどの各種報告等、それから現地の調査等を行い、当課のほうで適正に行われていると判断を行い、その結果については、行政改革推進課のホームページでも公表されている。

問) 私は、だれが適正な評価をしているのかということを知っているのだが。

答) 所管する当課が各種報告等を踏まえ、適正であるとの評価を行っている。

問) それでは、課長が評価をしているということか。

答) 当課で施設を所管しているので、各種報告もいただいており、いろいろな報告やアンケート調査結果等を踏まえ、各項目について評価を行っている。

問) さっき、第三者が何か適切な評価をしているという言い方をしたので、だから、あえて聞いてみたら、今度は「いえ、私がしています」みたいな話になってきた。

私が聞きたいのは、すべての評価に時間をかけてもいいから、評価されないところも含めて教えて欲しい。すべてが評価できるということはありませんと思うが。

答) モニタリングについては、モニタリングにかかわるガイドラインに基づき評価する項目が決まっている。維持管理業務、運営業務、実施事務、利用状況、収支状況、利用者満足度に沿って、施設所管課としての評価を行っている。

問) 私が言っているのはそういう意味ではなくて、あなた方が適正に評価をしているということであれば、評価をしているもの、評価をしていないものも必ずあるはずである。全部を適正に評価している訳なのか。

例えば、「こういう悪い部分もあるのだが、これは事業計画の中に織り込んで直していく」と言うことであれば分かる。今までの話では、すべていいということだよね。本当にすべていいという話はありませんと思うのだが。

それで、最終的には適正な評価がされているような言い方をしながら、聞いてみたら、実は、私がやっていますと。それでは聞く方にしてみれば、到底納得がいかない。

答) ちょっと言葉が足りなく申し訳ない。適正ということだと、委員おっしゃるとおり、すべてが万全にやっているかととらわれてしまうことになると思われる。

確かに広報などについては、市町村や関係機関といったところにも、さらに強化をしていく必要があるし、女性団体など活動している団体とも連携を強化していく。

また、自主事業をやっているが、その企画についてもいろいろなニーズに合わせたものにしていく必要がある。

運営委員会の意見等を踏まえ、そういった取り組みのさらなる充実を図っていきたいと考えている。

問) 評価できるもの、非常に評価できるもの、また、あまり評価できないものがあると思うけど、時間をかけてもいいから教えてもらいたい。私はさっきの曖昧な「適正な評価」という言葉が、はっきり言って気に入らない。

なんか私が話すより、課長が話すのが倍ぐらいで、政治家になった方がいいようだけど、

そうじゃなくて、本当のことを言って欲しい。調査特別委員会だから慣例でものを通すのではなく、こういう都合のわるい事もあって、21年度から22年度にかけて、こう直したんだということであれば、分かるのだけれども、何でも「上手くいっています」という言い方は納得できない。

例えば、評価できるもの、評価できないものに対する説明を全部して下さいと言えば、3日くらいかかる、2年分あるのだから。

そういう、一つの言葉に置いて責任をもって、ちゃんと答えてもらわないと。我々は調査にきており、ただ、委員会で楽しんでここに来ている訳ではない。

まして、ここは指定管理者制度になって丸2年経っている。じゃあ、一番先に21年度のこの運営に対しては、これまで県庁の職員が何人もいて、その人たちが計画を立てたのか。それとも4月以降に指定管理者になる人たちが計画を立てたのか。その辺はどうなのか。

答) 指定管理の際、募集要綱ということで、こちらの運営にかかる基本方針ということになるが、業務内容等について、県で作成し募集を行ったということである。

それに基づき、指定管理者のほうから事業計画等を提出していただいております。その後、指定管理を行う際には、施設の業務管理の仕様書というものを取り交わし、それに基づき、運営管理を行っていただいている。

問) そうであれば、21年度にどういうことをして、例えば計画どおりにどのようなことをして、それがほぼどのくらいの達成率があったのか。それによって、多分、21年度末に22年度の計画を立てると思うが、そうではないのか。

答) モニタリングについて少し長くなってしまいが説明させてもらう。

所管課としての評価内容の中で、維持管理業務については、原仕様書と原計画書どおりに適正に実施されている。運営業務については事業報告書及び現地確認の結果、適正に実施されていた。

その際、今後も創意工夫を凝らして、入館者の増加やサービスの向上のために努力をすすめていただきたいということで申し上げている。

また、自主事業についても、計画どおり実施されていた。利用者数の増加が図られたということで、さらにPR活動を努めていただきたいということ評価をしたところである。

また、利用者の満足度についても、アンケートの結果を見て県民ニーズの把握にも努め、運営に工夫をしながら、やっているということ。それから、利用者の意見に対しても速やかに対応しているということを確認している。

全体的には、利用者数が利用者の目標人数を315人ほど上回ったということで、運営目標についても達成されているところである。

総合的な評価としては、運営業務それから施設管理、各種事業について個別評価に基づき、概ね適正に履行されていたということで、経費の節減、それからサービスの向上に努力をしているということで評価をさせていただいている。

問) 今、最後に経費の節減と言ったが、1年間に経費的にはいくらとなっているのか。

さっき5年間で6億くらいと言ったんだけど、指定管理がこれでやってくれという形の中で経費の節減をされた場合、その浮いた経費の分はどうなるのか。

答) 消耗品の効果的使用、印刷費などについて努力をされた結果、経費が節減されたということである。その他にセンターの人件費についても21年度は年収で2割ほど削減を図ったということで、そういったものが全体の経費の支出額を下げたという状況である。

問) よく分からないんだけど、別に経費の節減をしなくても、5年間の予算を1年ずつ使いきるとい

うような形にして、むしろ事業をしてもらいたい。その節減した分は県に返還されるのか。

答) 収入については、センターに帰属するというようになっており、利用者の増加にともない収入もふえているというところはある。

また、先ほどの人件費についても、直営でやっていたときに比べて、そういった2割の節減を図ったということであり、協会のほうでも、いろいろな節約等を図っていただいている。したがって、収入がふえたということと、経費の削減を図ったということで剰余金が出てきている。

問) じゃ、その剰余金はどうなるのか。

答) 剰余金については、指定管理者のほうで活用できるということになっており、それについては、先ほどの資料を見ていただくとお分かりになると思うが、事業の実施数もふえており、そちらのほうを手厚くしていただいているということで、県としても、そういった内容として事業がよくされているということで見ている。

問) 剰余金が出ていると言うけれど、例えば、他の県である指定管理者が5年契約で契約したところ、最初の3年ぐらいは事業でいろいろとお金を使った。でも4年目以降は、お金を使わないで、たくさん剰余金を残して、それを改ざんしたという例もある。

だから、さっき言った剰余金とか経費の節減などは、別に「経費の節減をなさいよ」と言っているわけではない。予定された予算はきちっと意義のあるように使い切るというのが、一番いい方法だと私は思うんだけど、さっきから、経費は節減している、剰余金が出ている、貸し館の利用料はふえていると言うんだけど、この組織は剰余金をためて、最後は5年経ったらつぶれてしまうのかなという懸念を感じるのだけれど、その辺はどうか。

答) 協定書の中で事業の執行については決めており、その中で事業費が削られるといったことは、もちろんとんでもないことであり、事業が十分に県民ニーズをとらえながら執行されているということ。これについては事業数も多くなっており確認をしている。

また、経費を削減することによって、県民サービスの低下を招くといったことがあってはならないといったことがあるが、アンケート調査の結果等を見ても、そういったこともなく、経費節減というのは、センターのいろいろな事業の中で行われていただいている中で、先ほど申し上げた利用者数がふえ、収入もふえたといったなかで、若干ではあるが剰余金が生じているという状況である。

やはり事業計画に沿って形態としては、収支均衡を果たしながら実施していくことが、一番求められているところであると考えている。

問) それでは、答えになっていないんじゃないかと思う。

答) 7ページの収支決算の部分の支出であるが、20年度と21年度と22年度が比較対象として書いてあるが、合計で言うと20年度が1億6,576万1923円の支出である。21年度が1億3,657万3319円で20年度に対して82%の支出となっている。22年度は1億4,267万1472円の支出で、20年度に比べて86%の支出である。

こうした形で、県立・県営で実施していた状況と、期ごとに比較すると、経費としては格段に変化しているということである。

それと21年度の剰余金は収入から支出を差し引くと、335万円ほど出ている。ただし22年度を比較すると、64万円ほど赤字になっている。剰余金はこのような時のためにセンターとしては積み立てており、決してそれを蓄えておくという考えは毛頭ない。

このような中で、それぞれ期ごとに見ていただくと、人件費については22年度は20年度と比べて79%である。施設維持管理費は83%、それに対して事業費は20年度に対して167%という形で事業費にかけている状況である。

費用対効果は私共、手前味噌で申し訳ないが、十分に上がっているのではないかと、日々の県民からの評価も加え、思っているところである。

問) いや、7ページの22年度実績を、20年度と対比するのはおかしくないのか。20年度に県から派遣された職員は何人いたのか。

答) 20年度は非常勤職員を除き、すべてが県の職員であった。

問) じゃ、県から派遣された職員の給与計算はどうなっているのか。

ここに、21年度の人件費8200万円、20年度が1億900万円とあるよね。

21年度から指定管理者をやっているのだから、これらの8,200万円の人件費と県の派遣の1億900万円という人件費は対照とならないのではないかと。20年度の1億900万円人件費はどのような内容なのか、

答) 教員が2名、教頭級が1名、県で管理職手当をもらっている職員が各センターに3人というところが、人件費が大きかった要因ではないかと考えている。

答) 申し訳ない、訂正させていただきたい。20年度は正規職員10名、非常勤職員12名が、ここに書いてある1億ほどの人件費の額である。

問) それと比べたら、ちょっと無理があるのではないかと。

答) 委員御指摘のとおりであり、20年度は直営としての経費である。

まさに21年度からは指定管理に移行した後の経費ということで、21年度に指定管理にする際に、センターのほうから21年から25年の5年間の収支計画の積算書が提出されており、それと比較してという考え方であると思う。

例えば、指定管理から出された事業計画書の収支決算の支出の施設維持管理費であるが、当初の事業計画は4,500万円余であったのだが、支出は4,100万円余で360万円余が削減されている。

逆に事業費については、決算では584万円ほどとなっているが、計画のほうでは629万8千円ということで、若干の差が出ている。

相対的には事業計画と比較して、人件費で当初計画の8,191万円に対して8254万円余の支出ということで、若干、当初計画よりふえて支出したという状況である。ほぼ事業計画に沿った支出がされているということで増減がある科目もある。

問) 4年間の事業計画で作ったものには、そんな差異はありませんよということなんだね。ただ、その時に20年度のを付ける必要があるかどうか。だって会社で言うと、社長が替わっ

た時に、こっちのほうを付けて回避して、いかにも経費削減しているということでは、ちょっと変ではないかと私は思うが。

1億900万円になるだけの5年間の人件費の5年割で計算してあればいいのだけれども、「20年度から2,000万円も減りました」、「一生懸命やっています」、「適正な評価を受けています」と言われても、皆さんの言うことは私には信じられない。

ただ、少なくとも、我々は調査特別委員会として話を聞いている中では、私の印象としては「これは嘘だ」と感じる。20年度を書く必要がないんだから。場合によっては、徹底調査をしなければならぬのではないかと感じている。

だから、すべてが適切な評価みたいな言い方ではなくて、評価すべきことはあるけれど、直すべきところを21年度にあったから、22年度に直しました、22年度に直すところがあれば、今度は23年度に向けて、直していくという話であれば、分かるんだけど、何か玉虫色みたいな話をされている。まして行政からお荷物として投げられた感のある指定制度に対して、我々も一生懸命、問題等について、目を開いて、よく見て、本当に必要なのか、必要でないのかということを考えていかなければならないと思っているところであるのだが。

答) 委員御指摘のとおり、結果的に「よかった、よかった」という話が先行して、説明をしてしまった感が、若干あるのではないかと思う。

ただ、平成20年度の数値を並行して出させていただいた趣旨は、指定管理にすることによって、「年度、年度で経費の節減や合理化をできているのです」という意味で出させていただいた。人件費については、正規の県職員が、しかも人数が多く、経費を増加させている訳なので、20年度から21年度にかけて減額するのは、当然のことだというのは御指摘のとおりである。

ただ、施設維持管理については、詳細を検討すれば、いろいろとあろうかと思うが、概ね説明したとおりに取れるのではないと思う。

事業については、直営の時と比べてふえてきたということで、概ねの傾向とすれば、指定管理になって、いい傾向が出てきたと数字を眺めていただくという趣旨でここに書かしていただいたわけである。

ただ、御指摘のとおり、これから5年間続く話であるので、これから、さらに経費を節減して、節減した分は全3館との調整、事業費の増加という形で進めていかなければならないと考えているので、毎年の事業協議の時には、県としてもそうした指導をしていきたい。

問) 時間もないので端的にたずねるが、県が支払うこの指定管理者の指定管理料は、21年度と22年度では、若干違うんだけれども、これは5年間一律で支払うのか、あるいは管理料は毎年変わるのか。

答) 若干ではあるが、年度によって管理料は変わってくる。やはり人件費の関係であるとか、施設管理費について固定的に行っているものもあって、多少、金額が変わっている。

問) そうすると、指定管理はルール上、5年間の契約であるのだが、その5年間の中で毎年契約変更を行っているということか。

答) 翌年度の事業計画書を県に提出していただき、指定管理料についても年度の協定書を締結しており、その中で運営管理の年額を決定している。

問) 例えば、指定管理料で21年度が1億2,700万円、22年度で1億2,800万円となっているが、簡単でいいから、この積算根拠を教えてください。

答) この指定管理者に移行する時に当時、課長をされており、選考委員会の中には属していなかったわけだが、それぞれ5団体からいただいた提案の金額をもとにしている。ただその金額に対して、それが適正であるかどうかという確認はさせていただいたが、基本的には指定管理者に応募されたところの提案による金額である。

問) そうすると、この山梨文化学習協会が指定管理者になりたいと手を挙げた時に、21年度で言うと、提出された金額が1億2,740万円ほどということなのか。これは他の4団体と比べて最も低い金額なのか。それとも適正だということでこの団体に決めたのか。

答) 提案金額だけで見ると、他の4団体の中で、この学習文化協会より低い金額で提案されているところもある。ただ先ほど申し上げたとおり、選考基準がいくつかの項目があるので、最終的に金額や、その他の項目を総合的に勘案した中で、この山梨文化学習協会も指定管理者の候補として調整をさせていただいたところである。

問) 最後にするが、山梨県では指定管理者制度をいろいろな部署でやっているが、私が知る限りでは、相当低い金額で入札したところを排除して、例えば今回の県の外郭団体と言われる山梨文化学習協会と指定管理を結んだのだけれども、こうしたケースはいくつもある。指定管理料をこれだけいただければ結構だと、民間の会社などが指定管理者になると手を挙げて、相当低い金額で入札をしたのだけれども、金額的にはそんなに安くはない団体が指定管理者と指定されたというケースはいくつもある。

5年間は代えられない訳であるので、そういう中で、小松課長のところでは、横山館長に対して厳しいいろいろと叱咤を与え、一生懸命に努力をしていかないと。5年間は安泰だと思われていてはもちろん困る。

本来は、選考委員会でこの金額が妥当だという根拠のもとに積算してこんな形ですと。それが我々の考えと指定管理に手を挙げてきた会社の考えと一致するということが、現実の正しい考えであると思うが、私が指定管理者の積算根拠を聞いても、指定管理者が出してきた数字が根拠ですということでは、県は何をやっているんだということになる。

指定管理者は決して悪い制度ではなく、いろいろなコストを抑えるという意味ではありがたい制度であると思うが、5年間当たり前のごとく、安気しているようなことがあってはいけないということを厳しく指摘して質問を終わりにする。



※ 男女共同参画推進センターびゅあ総合での説明、質疑の様子



※ 男女共同参画推進センターびゅあ総合館内を視察

(2) 【財団法人山梨県下水道公社】

○調査内容（主な質疑）

問) 概略で結構なので、流入水量の計画に対する達成率を示していただきたい。

私は地元なので、大体想像がつくわけであるが、計画とは乖離があると思うがいかがか。

答) 当初の流入水量の計画で桂川におかれては、5万4千立米という池の容量を想定しているが、現実的に幹線の進捗状況については90%弱仕上がっている。

今後、各市町における整備については、順次整備していくということとなり、今、左側の1万5千立米の一つの池が稼働している。5万4千立米に対する1万5千立米ということを考えると、当初計画に対して全体がまだ進んでいるわけではないが、池の関係を割合で言うと、27.8%の処理ができている状況である。

問) 何十年という年次計画があるわけであって、この計画値に対して現在の数字はどうかと聞いているのだけれども。全体の話ではなくて、年次ごとにあるわけだね。例えば平成23年度までには、このぐらいの数字になってもらいたいというものが。

答) 後日、資料をお持ちして説明させていただく。

問) 計画が達成するまでには、まだまだ長い年月がかかるというわけだが、甲府圏域以外の流域の普及率については、全国と対比してどのくらいなのか。

答) 平成22年3月末の普及率であるが、本県としては60.1%、全国平均では73.7%である。そして流域別で言うと、この桂川は26.3%、釜無川は57.7%、峡東が53.4%、富士北麓が56.2%という状況である。

問) 今、課長が言った数字は資料のどこに書いてあるのか。

答) 申し訳ない。この資料の中には流域別の普及率については記載していない。

問) 本県の下水道の普及率が全国対比でどのくらいであるのかということは、非常に大切な問題である。おそらくワースト何番目という感じがするのだが、その辺の数字は分かるのか。

答) 全国的に言うと、上から25番目という状況である。

問) この各流域の事業が始まって相当長いようだが、例えば流域別で1番古いのは、富士北麓になるのか。

答) そのとおりである。

問) 富士北麓の事業費が290億ということで、4流域の中で1番少ない理由は、エリアが狭いということなのか。資料を見ると、富士北麓、桂川の両方に富士吉田市が入っているのはどういうことなのか。

答) 富士吉田市については、一番先に富士北麓流域下水道の中で事業を進めさせていただいたが、処理場から下流の東側については、いろいろと算定をした結果、桂川に持ってくるほうが、効率的でかつ経済的であるという当時の考え方の中で、富士吉田市については、富士北麓流域下水道と桂川下水道との中に参加していただいているという状況である。

問) 桂川は平成16年から一部供用開始ということで、一番新しいのだが、事業年度が平成49年までと、今から20数年後先ということだけれども、そんなにかかるのか。

答) 先ほどの説明で若干、触れさせていただいたが、幹線管渠については流域で整備して80数パーセントの進捗であるが、この幹線管渠につなぐ公共管があり、この公共管については各市町村において整備していただくなかで下水道がつながっている。その中で市町村において仕上がってきたものが整備率となる。

現状においては、各市町村の財政が厳しく、進捗がなかなか進まないということの中で、各市町村との協議を行い、最終的に49年という数字になったということが実態である。

問) 普及率というのは、エリアの中の工事の進捗率ではなくて、加入率のことを普及率と言っているのか。

答) 普及率は当然、工事をして下水につなげる人口に基づき数字を出している。例えば、工事が仕上がりがり、つなげられるのだけれども、もろもろの事情があり、そこにつないでいただけないケースもある。

問) 先ほど、普及率が全国で上から25番目という話であるのだが、今、多くの人たちが下水道整備により快適な生活をしていることは事実なのだが、何か、あたかも公共事業は悪だという人たちもいる。事業年度が平成49年で、20何年の後に、エリア内の計画区域に工事が完成するというわけだが、震災のほうにいろいろな予算を持っていかれるんじゃないかと危惧する人もいるわけである。

あと20数年経たないと、エリア内が完備できないというのは、下水道特有の困難性もあるのかも知れないけれど驚いた。

リニアはあと17年と言われているけれど、リニアができて、まだ、下水道が我々の地域にはありませんということでは困るので、可及的というわけにはいかないけれども、前倒しして推進していくという実現性はあるのか。

答) 我々としても下水道については、県が行う本管については80数パーセントの整備であるが、どうしても市町村が行う支線につなぐ整備が遅れているということで、そういった意味で49年という話であるが、とはいうものの、これは下水道公社の業務の内容に入っているが、住民、あるいは市町村に対して、下水道の必要性や有用性をPRしていき、下水道の普及率を上げる努力を続けたいと考えている。

また、予算等については、全体的に厳しい中にあり、震災対策、防災対策というところにも、お金がある程度、充当されるということではあるが、下水道事業は生活関連ということで重点的に予算を要求していきたいと考えている。

問) 私はかつて甲府市議会議員をしており、その時の記憶では、公共下水の場合は、5%原資があれ

ば、あと補助と起債ですべて賄えるといった制度になったという記憶があるのだが、この流域下水の補助制度の中身はどうなのか。

答) 委員のお話があったように、公共下水について、もし国補をいただくと、50%の補助で、45%は多分、下水道事業債の起債を入れて、あとの5%については受益者負担金という形の中で入れているかと思う。

今、非常に厳しいのは、各下水道事業において事業債が結構ふくらんでいる市町村が大分あり、その返済に非常に苦しんでいるのが実態かと思う。

問) 私が言っているのは、部長が市町村は大変なんだと、そのために計画の進捗が遅れているという話があったので、公共下水について、事業費の5%があれば、あと95%を補助と起債でカバーできると私の記憶に今もってあるものだから、流域下水の場合、予算制度はどうなっているのかと聞いているのだけれども。

答) 制度的には今もある。



※ 桂川清流センターでの説明、質疑の様子



※ 清流センター施設内を視察